

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 9 A. 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係 新旧対照表

改正後		現行																					
<p>【別紙様式集】 別紙様式 1</p> <p>[略]</p> <p>特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者</p>		<p>【別紙様式集】 別紙様式 1</p> <p>[略]</p> <p>特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>審査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 3. [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 取締役、監査役及び使用人が 拘禁刑以上の刑の執行等から3 年以内、資産の流動化に関する 法律等の罰金刑の執行等から3 年以内又は解散命令を受けた特 定目的会社の解散命令日前 30 日以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条 第 1 項第 4 号から第 6 号まで、 第 72 条第 2 項又は第 198 条）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 誓約書（添付書類）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. ～ 9. [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	審査結果	1. ～ 3. [略]		4. 取締役、監査役及び使用人が 拘禁刑以上の刑の執行等から3 年以内、資産の流動化に関する 法律等の罰金刑の執行等から3 年以内又は解散命令を受けた特 定目的会社の解散命令日前 30 日以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条 第 1 項第 4 号から第 6 号まで、 第 72 条第 2 項又は第 198 条）		・ 誓約書（添付書類）		5. ～ 9. [略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>審査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 3. [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 取締役、監査役及び使用人が 禁錮以上の刑の執行等から3年 以内、資産の流動化に関する法 律等の罰金刑の執行等から3年 以内又は解散命令を受けた特定 目的会社の解散命令日前 30 日 以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで、第 72 条第 2 項又は第 198 条）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 誓約書（添付書類）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. ～ 9. [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	審査結果	1. ～ 3. [略]		4. 取締役、監査役及び使用人が 禁錮以上の刑の執行等から3年 以内、資産の流動化に関する法 律等の罰金刑の執行等から3年 以内又は解散命令を受けた特定 目的会社の解散命令日前 30 日 以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで、第 72 条第 2 項又は第 198 条）		・ 誓約書（添付書類）		5. ～ 9. [略]	
審査項目	審査結果																						
1. ～ 3. [略]																							
4. 取締役、監査役及び使用人が 拘禁刑以上の刑の執行等から3 年以内、資産の流動化に関する 法律等の罰金刑の執行等から3 年以内又は解散命令を受けた特 定目的会社の解散命令日前 30 日以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条 第 1 項第 4 号から第 6 号まで、 第 72 条第 2 項又は第 198 条）																							
・ 誓約書（添付書類）																							
5. ～ 9. [略]																							
審査項目	審査結果																						
1. ～ 3. [略]																							
4. 取締役、監査役及び使用人が 禁錮以上の刑の執行等から3年 以内、資産の流動化に関する法 律等の罰金刑の執行等から3年 以内又は解散命令を受けた特定 目的会社の解散命令日前 30 日 以内に役員若しくは使用人であ った者で、当該命令日から3年 以内でないこと。（法第 70 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで、第 72 条第 2 項又は第 198 条）																							
・ 誓約書（添付書類）																							
5. ～ 9. [略]																							
[略]		[略]																					